

成年後見申立ての手引

平成31年4月

静岡家庭裁判所

～ 目 次 ～

《はじめに》

第 1 成年後見制度について	
1 成年後見制度とは	・・・ 1
2 成年後見	・・・ 2
3 保佐	・・・ 3
4 補助	・・・ 4
第 2 申立てについて	
1 申立てをする裁判所（管轄）	・・・ 4
2 申立てができる人（申立人）	・・・ 5
3 手続きに必要な書類や費用	・・・ 5
第 3 審理の流れについて	
1 審理の流れ	・・・ 6
2 申立書類の審査	・・・ 6
3 審理	・・・ 6
4 審判	・・・ 8
5 審判確定・登記	・・・ 9
第 4 成年後見人等の責任と職務	
1 成年後見人等の責任	・・・ 10
2 成年後見人等の職務	・・・ 11
第 5 後見等監督について	
1 後見等監督とは	・・・ 12
2 家庭裁判所の許可等が必要な事項	・・・ 13
3 成年後見人等の報酬	・・・ 13
《管内裁判所一覧表》	・・・ 14
《後見等申立て用チェックシート》	・・・ 15

《はじめに》

この手引は、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、成年後見制度の概要、申立ての仕方や手続、審理の流れ、成年後見人等の職務などについて、そのあらましを説明したものです。**まず、この手引を熟読した上で、申立てをするようお願いします。**

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは

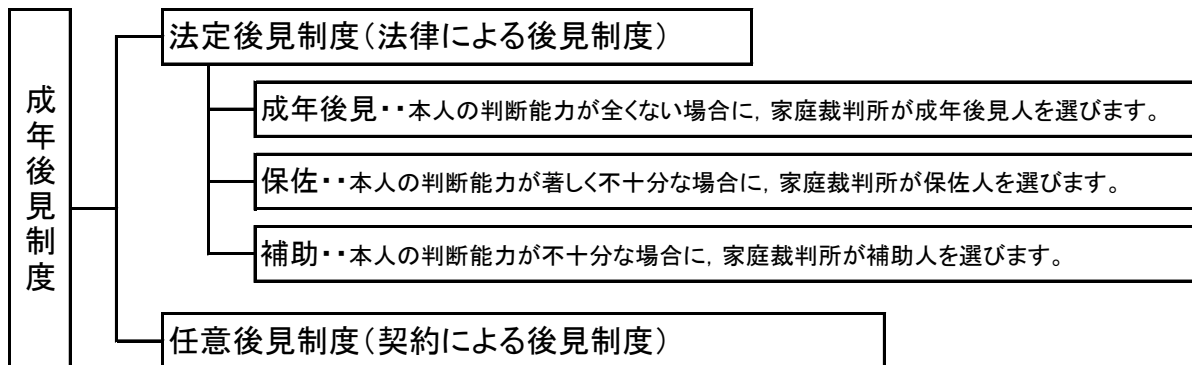
成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力（売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力）が精神上の障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、**本人を法律的に保護し、支えるための制度**です。

例えば、本人のために預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人の判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者（成年後見人等）を選び、その援助者（成年後見人等）が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

したがって、**本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけである場合にはこの制度を利用できません。**また、本人を保護するための制度ですから、**本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは認められません。**親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定

後見制度には成年後見，保佐，補助の3つの類型があります。



本人が将来判断能力不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに契約による任意後見人が本人を援助する制度です。契約の効力は家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから発生します。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

2 成年後見

成年後見とは、本人が一人で日常生活を送ることができなかつたり、一人で財産管理ができないというように、本人の判断能力が全くない場合です。その場合、家庭裁判所が後見開始の審判をするとともに、本人（成年被後見人）を援助する人として成年後見人を選任します。

成年後見人は、本人の財産を管理するとともに広範な代理権及び取消権を持ちます。従って、本人に代わって様々な契約を結ぶなどして、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなったこと（保険金を受け取る等）だけをすれば良いものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは通常の場合、**本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます**。成年後見人の主な仕事内容は10ページをご覧ください。

なお、後見が開始すると、本人の印鑑登録は抹消されます。医師，税理士等の資格や会社役員の地位も失います。

3 保佐

保佐とは、本人が日常的な買い物程度は一人でできるが、金銭の貸借や不動産の売買等、重要な財産行為は一人ではできないというように、本人の判断能力が著しく不十分な場合です。その場合、家庭裁判所が保佐開始の審判をするとともに本人（被保佐人）を援助する人として保佐人を選任します。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（民法13条1項記載の行為、以下参照）を単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人が一定の重要な行為を行う際に、その内容が本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消したりします（取消権）。また、保佐人は、家庭裁判所で認められれば、特定の法律行為（預貯金の払戻し、不動産の売却、介護契約締結など）について、本人を代理して契約を結んだりすることもできます（代理権）。このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途、代理権を保佐人に与える申立てが必要となり、代理権を保佐人に与えることについての本人の同意も必要になります。

なお、保佐が開始すると、本人は医師、税理士等の資格や会社役員の地位を失います。

【重要な法律行為（民法13条1項）】

- ①預貯金の払戻し ②金銭の貸付け ③金銭を借りたり、保証人になること
- ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり、失ったりする行為
- ⑤民事訴訟の原告・被告となつて行う訴訟行為 ⑥贈与、和解、仲裁合意
- ⑦相続の承認、放棄、遺産分割 ⑧贈与や遺贈を拒絶したり、不利な内容のものを受けること ⑨新築、改築、増築や大修繕 ⑩民法602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

4 補助

補助とは、本人が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安があり、本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうがよいというように、本人の判断能力が不十分な場合です。その場合、家庭裁判所が、補助開始の審判をするとともに、本人（被補助人）を援助する人として補助人を選任します。

補助人は、本人が望む一定の事項についてのみ保佐人と同様、同意や取消しや代理をし、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をすることにも、補助人に同意権又は代理権を与えることにも、本人の同意が必要です。

※ 本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどの類型に該当するか明らかでない場合、申立ての段階では**診断書の内容に対応する類型の申立てをしてください**（申立て後の鑑定等の審理内容により類型の変更が必要になる場合もありますが、その場合は、申立ての趣旨の変更という手続を行うことになります。）。

第2 申立てについて

1 申立てをする裁判所（管轄）

申立ては、**本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください**（「本人の住所地」とは、住民票上の住所のほか、入所施設などが当たる場合があります。管轄裁判所が不明な場合は裁判所にご相談ください。）。

静岡県内の裁判所の連絡先と管轄区域は、管内裁判所一覧（14ページ参照）でご確認ください。

なお、**申立てを取り下げの場合には、家庭裁判所の許可が必要になります（審判後の取下げは一切できません。）**。

2 申立てができる人（申立人）

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。

4親等内の親族とは、本人や配偶者の、子、孫、親、祖父母、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、本人のいところ、などです。

なお、自分一人で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

3 手続きに必要な書類や費用

申立ての際には、後見等申立て用チェックシート（末尾参照）に記載されている書類や収入印紙、切手をご用意ください。

なお、**手続きに必要な費用（収入印紙代、郵便切手代、鑑定費用など）は申立人が負担することが原則です**。手続費用の本人負担を希望される場合には、申立書の「費用上申」欄に「レ」チェックをしてください。裁判所が手続費用の本人負担を認めた場合に、選任された成年後見人等に対して、本人の財産の中から申立費用の償還を求めることができます。

本人情報シートとは、医師に診断書を作成してもらう際に、医師が本人の生活状況等に関する情報も考慮してより適切に診断を行うことができるよう、そのような情報を医師に伝えるためのものです。本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者に書いてもらってください。また、できるだけ診断に近い時期における本人の情報が記載されていることが望ましいことから、作成後1か月以内を目途に医師に提出し、診断書を作成してもらってください。その後、診断書の原本と本人情報シートの写しを裁判所に提出してください。

第3 審理の流れについて

1 審理の流れ

家庭裁判所に申し立てた後は、①申立書類の審査、②審理、③審判、④審判確定・登記と進みます。

2 申立書類の審査

申立書を受け付けた家庭裁判所では、書類の不備や不足を確認します。審理に必要な書類や添付資料が不足している場合には、追加提出をお願いします。手続きの速やかな進行のため、後見等申立て用チェックシート（末尾参照）に記載されている書類を揃えてから申立てをしてください。

3 審理

(1) 申立人、成年後見人等候補者の調査

申立人と成年後見人等候補者に裁判所にお越しいただき、詳しい事情を伺います。申立時にご提出いただく付票及び資料に基づいて、申立人からは、申立てに至る事情、本人の生活状況、判断能力及び財産の状況、本人の親族らの意向などを伺います。成年後見人等候補者からは、候補者自身の心身や財産の状況等を伺います。事情を伺う方法は、審問（予備審問）、家庭裁判所調査官による調査などがあります。

(2) 本人の調査

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容などについて、本人からご意見を直接伺うことがあります。本人の心身の状態によって本人調査を行うかどうか判断します。調査は本人に家庭裁判所にお越しいただいて行います。ただし、本人の体調等の理由により家庭裁判所にお越しいただくことが困難な場合には、家庭裁判所の担当者が伺うこともあります。なお、補助開

始の申立て、保佐開始の申立てで保佐人に代理権を付ける場合には本人の同意が必要となりますので、本人調査の際に同意の確認も行います。

(3) 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力を医学的に判定するための手続です。申立て時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。ただし、診断書及び本人情報シートの内容や申立人及び親族からの情報等を総合的に考慮して、鑑定を行わなくても本人の判断能力を家庭裁判所が判断できる場合には、鑑定が省略されることもあります。

鑑定を行う場合には、通常、本人の病状や実情をよく把握している主治医にお願いします。ただし、事案によっては主治医に鑑定を依頼できない、または鑑定を引き受けていただけないこともあります。その場合には、申立人に鑑定していただける医師を探していただいたり、裁判所が鑑定する医師を選ぶこともあります。

申立ての前（申立てのための診断書の作成を依頼する機会など）に、主治医に対して、鑑定を引き受けていただけるかどうか、また、鑑定費用についての意向などを別添の質問回答票に記載してもらうようお願いしてください。

鑑定を行う場合には、鑑定費用を家庭裁判所にあらかじめ納めていただく必要があります。金額は事案によって異なりますが、5万円から10万円程度（別途検査費用等が必要になる場合があります。）です。鑑定費用は申立ての際には必要ありません。鑑定を行うことになった場合に家庭裁判所から連絡いたしますので、期限内に納めていただきますようご協力願います。

(4) 親族への意向照会

家庭裁判所は、審理の参考とするため、本人の親族に対して書面等により申立ての概要及び成年後見人等候補者の氏名を伝え、これらに関する意向を照会する場合があります。

4 審判

審理や調査の終了後，全ての審理結果を総合考慮し，後見等の開始の要件を満たしていると家庭裁判所が判断した場合には，後見等の開始の審判を行い，併せて，最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。複数の成年後見人等が選任されることもあります。保佐開始や補助開始の場合には，必要な同意権や代理権も併せて定められます。

【成年後見人等の選任について】

1 次の事由に該当する方は成年後見人等になることはできません（欠格事由）

- (1) 未成年者
- (2) 過去に成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人，その人の配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 成年後見人等に誰を選任するかは，様々な事情を総合考慮して家庭裁判所が判断します。候補者が選任されることについて親族全員が賛成していたとしても，また，候補者が今まで本人の財産を事実上管理していた方であったとしても，候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。**本人に一定額以上の財産がある場合，本人の財産を適切に管理するため，原則として，後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用，又は成年後見人等として専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士）を選任することを検討します。**

なお，後見制度支援信託については，リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」をご覧ください（リーフレットは裁判所ウェブサイトにも掲載しています。）。（http://www.courts.go.jp/vcms_1f/sintakuH25.3.pdf）

後見制度支援預貯金は，静岡県内の信用金庫，静岡中央銀行及び農業協同組合において取り扱いが開始された制度ですが，基本的な仕組みは，概ね後見制度支援信託と同様です。詳しくは「後見支援預金手続きの流れ」及び「成年後

見支援貯金口座開設までのフロー図」等をご覧ください。

3 申し立てられた事件が、次のいずれかに該当する場合、成年後見人等として候補者以外の方や、第三者の専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士など）の成年後見人等や、成年後見監督人等を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 本人に賃料収入等の事業収入がある場合
- (3) 本人の財産（資産）が一定額以上ある場合
- (4) 現在運用している本人の財産を今後も運用することを考えている場合（賃貸アパートを所有し、不動産所得がある本人など）
- (5) 本人の財産状況が不明確である場合
- (6) 成年後見人等候補者が自分又は自分の家族のために本人の財産を利用していたり、又はこれから利用する予定がある場合
- (7) 成年後見人等候補者が高齢である場合
- (8) 適正な親族後見人候補者が挙がらず申立人が第三者選任を希望する場合

5 審判確定・登記

後見等開始の審判は、申立人及び成年後見人等を選任された方に審判書謄本を送付して告知します。審判書謄本が成年後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがされない場合、後見等開始審判の法的な効力が確定します。審判に不服がある本人、配偶者及び4親等内の親族等は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。しかし、**誰を成年後見人等を選任したのかという点については、不服申立てをすることはできません。**

審判の確定後、家庭裁判所は東京法務局に審判内容の登記を依頼します（戸籍には記載されません。）。登記が済みしだい、成年後見人等には家庭裁判所から登記番号が通知されます。登記番号受領後は法務局で登記事項証明書を取得することができます。なお、家庭裁判所が依頼する登記手続には2週間から3週間程

度かかります。

第4 成年後見人等の責任と職務

1 成年後見人等の責任

成年後見制度は、本人のための制度です。そのため**本人保護の趣旨に反する行為は成年後見人等に就任しても行うことはできません**。また、申立ての動機となったこと（遺産分割や保険金の受領など）が終わった後も、本人を法的に保護しなくてはなりません。

次のような行為は、本人保護の趣旨に反する疑いがありますので**原則として行うことはできません**。

- ※ **本人の財産を贈与したり貸付けたりする**こと（相続税対策を目的とする贈与や親族への貸付けも同様です）
- ※ **本人に不利な遺産分割協議を**すること
- ※ **本人以外の方の債務の担保として、本人の資産に担保権を設定**すること
- ※ **本人の財産から、本人以外**の債務を弁済すること
- ※ **本人の財産から、扶養家族とは認められない方**の生活費等を支出すること
- ※ **本人に債務を負**わせたり、本人の資産に担保権を設定すること
- ※ **本人の預貯金等**を先物取引や株式売買などの投機的な取引・運用を行うこと

成年後見人等（成年後見人及び財産管理に関する代理権が認められた保佐人、補助人）には、**本人の財産について、他人の財産を管理するときと同様の管理義務があります**。成年後見等開始後は、**後見人の財産と本人の財産は区別して管理したうえで**、本人資産の収支については丁寧に記録に残し、領収書等の書類を保管し、家庭裁判所からの求めに応じて財産状況を報告し、家庭裁判所の指示、監督を受ける必要があります。

成年後見人等に不正な行為や、著しい不行跡その他後見等の任務に適さない事

由があるときには、家庭裁判所が成年後見人等を解任することがあります。また、不正な行為等によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなくてはなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪（刑法253条）等の刑事責任を問われることがあります。

2 成年後見人等の職務

成年後見人等の詳しい職務については、別途家庭裁判所よりお渡しする冊子（成年後見人Q&A）をご覧ください。なお、成年後見人Q&Aは、静岡家庭裁判所のウェブサイト「後見ガイド」にも掲載しています。）。

(<http://www.courts.go.jp/shizuoka/saiban/koken/index.html>)

ここでは、成年後見人、保佐人、補助人の基本的な職務についてご説明します。

(1) 成年後見人の主な職務

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、財産を適正に管理し（財産管理義務）、必要な代理行為を行っていきます。

具体的には、身上監護として、介護契約・施設入所契約・医療契約等の締結の代理、本人の日常生活に必要な費用の支払、財産管理として、通帳や証書類の保管、預金に関する取引などが上げられます。

そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、**原則として1年に1回自主的に、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、その裏付けとなる通帳や領収書等のコピーを家庭裁判所に提出しなければなりません**（報告義務）。そのため、成年後見人に選任された方は、日ごろから金銭出納帳をつけるなど本人の収支状況を把握しておくとともに、領収書や取引に関する書類をきちんと保管しておく必要があります。

(2) 保佐人の主な業務

保佐人の主な業務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、本人に対し適切に同意を与えたり、本人が行った本人に不利な行為を取り消すことです。特定の行為について代理権が認められている場合には、それらの行為を本人に代わって行います。そして、それらの内容について成年後見人と同様、家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

(3) 補助人の主な業務

補助人の主な業務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、認められた同意権や代理権を適切に行使用することです。そして、それらの内容について成年後見人と同様、家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

第5 後見等監督について

1 後見等監督とは

後見等監督とは、家庭裁判所が、成年後見人等に対して、後見等の事務を適切に行っているか、また事務処理上の問題がないか等を確認することをいいます。

成年後見人等は、原則として1年に1回、自主的に、報告書を提出する必要があるほか、家庭裁判所から、追加の資料提出を求められたり、必要な指示が為された場合には、これに従っていただく必要があります。

また、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の指示や指導に従っていただく必要があります。

2 家庭裁判所の許可等が必要な事項

成年後見人等が次の(1)、(2)の行為をするには、法律上、事前に家庭裁判所の

許可等が必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について、売却、賃貸、抵当権の設定、建物の取り壊し、賃貸借契約の解除などを行う場合（民法第859条の3）
- (2) 本人と成年後見人等がいずれも相続人となる遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人の不動産を買い取るなど、本人と成年後見人等の利益が相反する場合（民法第860条，第826条）

※ 上記(1)，(2)の法律上裁判所の許可等を要する行為以外でも，本人の財産を適正に管理するという観点から，大きな財産の処分や高額な物品の購入などを予定している場合には必ず事前に家庭裁判所にお申し出ください。

3 成年後見人等の報酬

成年後見人等に対する報酬は，本人の財産の中から支払われますが，これは成年後見人等からの申立てにより家庭裁判所の審判があつて初めて認められるものです。したがって，成年後見人等が本人の財産から勝手に引き出すことはできません。報酬額は，成年後見人等の職務内容や本人の財産状況などを考慮して家庭裁判所が定めます。

静岡家庭裁判所 管内裁判所一覧表

裁判所名・所在地・代表電話番号	管轄区域
静岡家庭裁判所 〒420-8604 静岡市葵区城内町1-20 電話 054-903-8275	静岡市
静岡家庭裁判所沼津支部 〒410-8550 沼津市御幸町21-1 電話 055-931-6044	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡 三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡
静岡家庭裁判所富士支部 〒417-8511 富士市中央町2-7-1 電話 0545-52-0386	富士市 富士宮市
静岡家庭裁判所下田支部 〒415-8520 下田市4丁目7-34 電話 0558-22-0161	下田市 賀茂郡
静岡家庭裁判所浜松支部 〒430-8620 浜松市中区中央1-12-5 電話 053-453-7168	浜松市 磐田市 袋井市 湖西市
静岡家庭裁判所掛川支部 〒436-0028 掛川市亀の甲2-16-1 電話 0537-22-3036	掛川市 御前崎市（御前崎， 白羽及び港を除く。） 菊川市 周智郡
静岡家庭裁判所熱海出張所 〒413-8505 熱海市春日町3-14 電話 0557-81-2989	熱海市 伊東市
静岡家庭裁判所島田出張所 〒427-0043 島田市中溝4-11-10 電話 0547-37-1630	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 御前崎市（御前 崎，白羽及び港） 榛原郡

後見等申立て用チェックシート（静岡家庭裁判所本庁）

《後見等の申立てには以下の書類等が必要になります。
チェック欄を利用して提出書類にもれがないようご準備ください》

	準備するもの	チェック欄
申立人	① 後見・保佐・補助開始申立書	
	② 親族関係図	
	③ 申立書付票（付票1～3）	
	④ 付票添付資料 （「収支予定表、財産目録の記入について」を参照）	
本人 （後見等が必要な方）	⑤ 戸籍謄本（全部事項証明書）【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑥ 戸籍附票又は住民票【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑦ 「登記されていないことの証明書」 （注）成年被後見人等の登記がされていないことを証明するものです。法務局に申請書を提出し、発行された証明書を裁判所に提出してください。【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑧ 本人情報シート写し（※原本は医師に提出） （注）医師に診断書を作成してもらう際に本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供するものです。本人を支える福祉関係者の方に作成してもらってください。	
	⑨ 診断書【診断から3ヶ月以内のもの】 （注）成年後見等専用の診断書です。病院や診療所で作成してもらってください。	
	⑩ 質問回答票【診断から3ヶ月以内のもの】 （注）⑨とともに病院や診療所で作成してもらってください。	
後見人等候補者	⑪ 戸籍附票又は住民票【発行から3ヶ月以内のもの】	
親族関係	⑫ 同意書（「親族の同意書について」を参照）	
申立てに必要な 諸費用	⑬ 収入印紙（申立て手数料及び登記手数料） 〔申立て手数料〕 （後見・保佐）800円分 （保佐・補助＋代理権付与）1600円分 （保佐・補助＋同意権付与）1600円分 （保佐・補助＋代理権付与＋同意権付与）2400円分 〔登記手数料〕 2600円分	
	⑭ 郵便切手 〔後見（3810円分）〕 500円（4枚） 84円（20枚） 10円（10枚） 2円（10枚） 1円（10枚） 〔保佐・補助（4310円分）〕 500円（5枚） 84円（20枚） 10円（10枚） 2円（10枚） 1円（10枚）	

※ 鑑定を実施する場合は、別途鑑定費用が必要になります。

※ 裁判所の庁舎内では収入印紙及び郵便切手の販売を行っていません。